



IFRS から US GAAP への調整要件の廃止

米国証券取引委員会 (SEC) は、先月 (11 月)、米国における外国登録企業 (FPI) が作成した国際財務報告基準 (IFRS) に基づく財務諸表を米国会計基準 (US GAAP) への調整なしで受け入れることを認める旨を発表しました。

SEC は、この発表の中で、IFRS 財務諸表は IASB の発行による IFRS を使用して作成された場合にのみ受け入れられる (すなわち、例えば、EU の承認による IFRS は受け入れられない)、と述べました。また SEC は、次のように述べました: 「IASB の承認による IFRS を使用するよう求めるのは、IFRS が、それぞれの国で個別に適用される異なる内容の基準の寄せ集めではなく、同一の国際的な基準として開発されるよう促進するためです。IFRS が首尾一貫して適用されることで、外国証券を保有する米国投資家はより高い比較可能性が得られます」。

一方で、SEC はひとつの経過措置を認めています。欧州連合 (EU) による国際会計基準第 39 号「金融商品: 認識及び測定」の適用除外規定を利用する EU 企業は、2 年の移行期間において、財務諸表全体を米国会計基準 (US GAAP) に調整する代わりに、一部適用除外が認められた IFRS を適用した財務諸表を IASB の発行による IFRS を適用した財務諸表に調整することが許容されます。しかし、企業が 2 年の移行期間経過後もなお一部適用除外が認められた IFRS を採用する場合には、以前と同様に自らの財務諸表を US GAAP に調整しなければならないでしょう。

PwC における米国の国際会計および SEC サービスのリーダー、Dave Kaplan は、この SEC の決定を歓迎しています。Kaplan は、「この決定は、米国企業が最終的に IFRS の利用へと移行するための重要なステップである」と述べました。また我々は、SEC が、早ければ今度の 2007 年度末の報告において、外国登録企業が調整なしで IFRS を適用することを許容する決定を行ったことに満足しています。

また IASB および EU コミッショナーの Charlie McCreevy 氏も、この決定を歓迎しています。

SEC は、外国登録企業が有する IFRS または US GAAP のいずれかを使用する選択権と同じ権利を米国内登録企業にも与える問題について広く一般の意見を聴取するため、12 月 13 日および 17 日に二つの円卓会議を開催する予定です。

お問合せ: あらた監査法人 (広報)

あらた監査法人
〒108-0014
東京都港区芝浦4丁目2-8
住友不動産三田ツインビル東館13階
電話: 03-6858-0179 (直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 150 ヶ国に 146,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース (PwC) のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計及び監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質の監査を提供していきます。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved.

'PricewaterhouseCoopers' refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the other member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.